

(12) 平成 24 年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について 〈入院初日についての考え方〉

(感染防止対策加算に関する記述部分のみ抜粋)

A 2 3 4 - 2 感染防止対策加算

- (1) 感染防止対策加算は、第 2 部通則 7 に規定する院内感染防止対策を行った上で、更に院内に感染制御のチームを設置し、院内感染状況の把握、抗菌薬の適正使用、職員の感染防止等を行うことで院内感染防止を行うことを評価するものであり、当該保険医療機関に入院している患者について、入院期間中 1 回に限り、入院初日に算定する。なお、ここでいう入院初日とは、第 2 部通則 5 に規定する起算日のことをいい、入院期間が通算される再入院の初日は算定できない。

【参考】第 2 部通則 5

第 1 節から第 4 節までに規定する期間の計算は、特に規定する場合を除き、保険医療機関に入院した日から起算して計算する。ただし、保険医療機関を退院した後、同一の疾病又は負傷により、当該保険医療機関又は当該保険医療機関と特別の関係にある保険医療機関に入院した場合には、急性増悪その他やむを得ない場合を除き、最初の保険医療機関に入院した日から起算して計算する。

◎出典

厚生労働省保険局医療課/平成 24 年 3 月 30 日付事務連絡「平成 24 年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について」より感染防止対策加算に関する部分のみを抜粋

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/iryuuhoken15/d1/zimu3-1.pdf

5 頁目